

2023年12月25日
損害保険ジャパン株式会社
株式会社プライムアシスタンス

認知症リスクを補償する「認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）」の販売開始 ～認知症に備える・なってもその人らしく生きられる社会の実現に向けて～

損害保険ジャパン株式会社（代表取締役社長：白川 儀一、以下「損保ジャパン」）は団体保険（新・団体医療保険^{※1}）の特約として、初めて認知症と診断確定された場合に保険金をお支払いする『認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）』の販売を2023年10月1日以降保険始期契約から開始しました。

また本特約の加入者には、株式会社プライムアシスタンス（代表取締役社長：大倉 岳、以下「プライムアシスタンス」）が運営する「SOMPO笑顔倶楽部」のサービスを提供します。

（※1）新・団体医療保険とは、主にケガ・病気による入院を補償する保険です。

1. 商品開発の背景

内閣府によると、認知症高齢者の国内における総数は、2025年には約700万人に達すると推計されており、経済的な負担増に対する不安等、認知症に関する社会課題が増加していくことが想定されています。

損保ジャパンは、認知症に関する社会課題の解決に向け、認知症の発症および進行を遅らせるために重要な軽度認知障害（MCI）^{※2}の早期発見と認知機能低下の予防を支援する補償として、軽度認知障害（MCI）または認知症と診断確定された場合に最大30万円をお支払いする「軽度認知障害等一時金支払特約」を提供してきました。

認知症と診断された場合には、その後の生活に大きな経済的負担が発生することが考えられることから、損保ジャパンは「軽度認知障害等一時金支払特約」の提供実績を活かし、この経済的負担やそれに伴う精神的不安を軽減し、認知症と診断された後もその人らしく生きていただくことを目的として、最大300万円の保険金額設定が可能な「認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）」を開発しました。

（※2）軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）とは、本人および第三者（家族）から認知機能低下に関する訴えがあり、認知機能は正常ではないものの認知症の診断には至らない状態をいいます。

（出典：医学書院「認知症疾患診療ガイドライン2017」）

2. 商品概要

（1）契約方法

企業等を契約者とし、その団体の構成員（従業員等）が任意に加入する団体保険（新・団体医療保険）の特約としてご加入いただけます。

（2）補償内容

加入者が初めて認知症と診断確定された場合に契約時に設定した保険金額を一時金としてお支払いします。保険金額は100万円・200万円・300万円から選択可能です。

3. 加入者向けサービス 認知症サポート「SOMPO笑顔倶楽部」について

本特約の加入者は、プライムアシスタンスが運営する「SOMPO笑顔倶楽部」をご利用いただけます（一部有償）。軽度認知障害（MCI）の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービスの紹介といった情報をWEB上で提供します。

本サービスを提供することを通じて、ご加入者本人やご家族が抱える認知症に対する不安やお悩みの解消に貢献していきます。

4. 今後の展開

損保ジャパン、プライムアシスタンスは、今後も介護に関するお客さまの安心・安全・健康に資する商品・サービスをご提供していくことで、「認知症に備える、認知症になってもその人らしく生きられる社会」の実現に貢献していきます。また、今後も損保ジャパンはブランドスローガン

「Innovation for Wellbeing」に則した独自色のある商品をお客さまにお届けすることで社会課題の解決を図り、よりよい社会の実現に貢献していきます。

以上



すべての人のしあわせと、サステナブルな未来をつくるイノベーションを。